

公安委員会 第4回定例会 議会議録

1 開催日時 平成25年1月31日(木) 12:55 ~ 17:30

2 開催場所 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

橋本委員長・辰馬委員・中道委員

3名

(2) 警察本部

本部長・総務部長・警務部長・首席監察官・刑事部長・生活安全部長
地域部長・交通部長・警備部長・警察学校長・情報通信部長・県民広報課長
会計課長・警務課長・訟務官・生活環境課長・交通指導課長・警備課長
総務課管理官・運転免許課管理官(2名)・捜査第三課調査官・生活安全企画課調査官
生活環境課調査官

24名

4 概要

別紙のとおり

第 4 回 定 例 会 議 の 概 要

(議 題)

1 審議・決裁事項

総 務 部

● 苦情の受理及び処理の件数について

.....資料 1

県民広報課長から、資料 1 のとおり、平成 25 年 1 月 19 日（土）から同年 1 月 25 日（金）までの間における苦情について、「受理件数は、公安委員会あてが 1 件、警察あてが 13 件であり、処理件数は、公安委員会あてが 2 件、警察あてが 11 件であった。なお、公安委員会あて苦情 1 件については文書回答することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

委員から「事例も踏まえて、更に交番相談員へのきめ細やかな指導と教養を行い、応接要領も含め執務能力の向上を図ってください。」旨の発言があった。

総 務 部 生活安全部

● 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定（案）について

.....資料 2

総務部長、会計課長及び生活環境課長から、資料 2 のとおり、「遊技機等に係る警察手数料を、現状に見合ったより適正な金額とするため、警察手数料徴収条例の一部を改正することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

警 務 部

● 兵庫県職員定数条例の一部を改正する条例の制定（案）について（警察関係分）

.....資料 3

警務部長から、資料 3 のとおり、「検視体制の強化等を図るため、警察官の定数を増員するとともに、第 2 次行財政構造改革推進方策に基づき、警察官以外の警察職員の定数を削減するため、兵庫県職員定数条例の一部を改正することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

● 犯罪被害者等給付金支給裁定（案）について

（兵庫県姫路市における傷害事件）

.....資料 4

警務課長から、資料 4 のとおり、「兵庫県姫路市における傷害事件について、兵庫県居住の者から重傷病給付金の申請がなされたので支給することとしたい。」旨の説明があり、審議の

上、原案どおり裁定した。

● 放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて
(平成24年9月10日(月) 受理分)

.....資料5

訟務官から、資料5のとおり、「兵庫県公安委員会は、平成24年6月の兵庫県明石市内における放置駐車に対し、違反車両の使用者である神戸市垂水区居住の男性に、平成24年8月、放置違反金の納付を命じた。これに対し、申立人から『明舞交番に用事があり、交番から見える位置に車を放置していた。交番の警察官は車を無視していたのに、監視員は駐車違反章を貼った。駐車監視員と警察とパトカーの取締りの方法が違う。』と納付命令処分の取消しを求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

● 放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて
(平成24年10月9日(火) 受理分)

.....資料6

訟務官から、資料6のとおり、「兵庫県公安委員会は、平成24年8月の神戸市中央区内における放置駐車に対し、違反車両の使用者である神戸市兵庫区居住の男性に、平成24年10月、放置違反金の納付を命じた。これに対し、申立人から『急に体調が悪くなり、嘔吐しそうになり、あわてて、車を止めようとしたが道路の左側は車でいっぱい駐車できなくて、やむをえず、右側に止めた。』と納付命令処分の取消しを求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

● 放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて
(平成24年10月16日(火) 受理分)

.....資料7

訟務官から、資料7のとおり、「兵庫県公安委員会は、平成24年6月の神戸市西区内における放置駐車に対し、違反車両の使用者である兵庫県明石市居住の男性に、平成24年8月、放置違反金の納付を命じた。これに対し、申立人から『軽貨物運送で来客用駐車場のないマンションの5階に荷物を配達し、必要な時間しか駐車しなかった。30m先から取締担当者に声をかけたが聞こえなかったとのことで、写真をとったからだめと言われた。』と納付命令処分の取消しを求める異議申立てがなされ

た。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

● 交通違反による点数入力に対する異議申立てについて

……………資料 8

訟務官から、資料 8 のとおり、「兵庫県姫路市居住の男性は、平成 24 年 9 月、兵庫県姫路市内において通行区分違反により検挙された。平成 24 年 10 月、申立人から、『違反事実となった通行区分違反は行っておらず、交通違反否認事件を起こしている。点数付加により、受けることの無い 60 日間の運転免許停止処分を受ける等、不利益処分が課される為、点数付加処分の取消しを求める。』として点数入力の取消しを求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを却下する旨決定した。

刑 事 部

● 京都府公安委員会からの援助要求に伴う警察官の派遣(案)について

……………資料 9

捜査第三課調査官から、資料 9 のとおり、「広域組織窃盗事件について、合同捜査を実施するため、京都府公安委員会から警察法第 60 条第 1 項の規定に基づく、本県警察官等の援助要求がなされたので派遣することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

生活安全部

● 飲食店営業に係る行政処分(案)について

……………資料 10

生活環境課調査官から、資料 10 のとおり、「女性は、飲食店営業の許可を受け、神戸市中央区内において飲食店を営業者であるが、当該営業に関し、公安委員会の許可を受けないで、平成 24 年 3 月から同年 11 月までの間、同店において不特定多数の客に対し、女性従業員等に接待させるとともに酒肴を提供して飲食させたことから、飲食店営業を 180 日の停止とすることとしたい。」旨の説明があり、審議の上、原案どおり決定した。

交 通 部

● 意見の聴取等

運転免許課管理官から、次のとおり意見の聴取等に関する説明があり決定した。

- 1 第 4 回運転免許処分意見の聴取(1/31)～61 名分
- 2 第 4 回運転免許処分聴聞(1/31)～8 名分

3 運転免許事後取消処分（1／31）～1名分

- 警 備 部 ● 福井県公安委員会からの援助要求に伴う警察官の派遣（案）について
.....資料11

警備課長から、資料11のとおり、「原子力関連施設の警戒警備に万全を期すため、福井県公安委員会から警察法第60条第1項の規定に基づく、本県警察官の援助要求がなされたので派遣することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

2 報告事項

- 総 務 部 ● 平成24年中における被疑者取調べ監督の実施状況について
.....資料12

総務課管理官から、資料12のとおり、平成24年中における被疑者取調べ監督の実施状況に関し、取調べ室等に対する視認状況、巡察実施状況、苦情申出状況、監督対象行為の発生状況及び教養状況等について報告がなされた。

- 警 務 部 ● 平成24年度兵庫県警察駅伝競走大会の実施結果について
.....資料13

資料13のとおり、平成25年1月25日（金）午前11時から、三木市志染町所在の三木総合防災公園陸上競技場において行われた、『平成24年度兵庫県警察駅伝競走大会』の実施結果について報告がなされた。

- 和解及び損害賠償の額を定めることの委任専決処分について
.....資料14

訟務官から、資料14のとおり、飾磨警察署員の交通事故に係る損害賠償等請求事件について、和解及び損害賠償の額を定めることの委任専決処分について報告がなされた。

- 損害賠償請求事件の応訴について
.....資料15

訟務官から、資料15のとおり、「平成23年10月、神戸市長田区内において、須磨警察署員が警ら用無線自動車を運転し、交通取締中、違反車両を誘導するため第5車線から第3車線に進路変更して進行した際、前方注視を怠ったため、原告ら

の普通乗用自動車を発見し、急制動の措置を講じるも間に合
わず追突する人身交通事故が発生した。原告らは、「本件事故
は、須磨署員が前方不注視もしくは運転操作を誤った過失に
より発生した事故である。」として、神戸地方裁判所姫路支部
に慰謝料等の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起した。原
告の主張には理由がないから、県顧問弁護士を訴訟代理人
に、警察職員を指定代理人に選任して、請求棄却を求め応
訴する。」旨の報告がなされた。

刑 事 部

● 平成24年中における犯罪情勢について

.....資料16

刑事部長から、資料16のとおり、平成24年中における犯罪情
勢について報告がなされた。

刑法犯の認知・検挙状況

区 分	24.12末				23.12末				24.12末				23.12末			
	認知	検挙	増減	率(%)	認知	検挙	増減	率(%)	認知	検挙	増減	率(%)	認知	検挙	増減	率(%)
刑法犯総数	75,644	75,332	-324	-1.2	33,885	20,884	+2	+0.0	14,788	15,350	-562	-2.7	37.6	40.3	-2.7	-7.1
凶 害 犯	370	336	+34	+10.1	275	200	+75	+27.5	248	213	+35	+14.4	74.3	64.8	+9.5	+14.8
強 姦 犯	1,888	1,703	+185	+15.0	2,933	2,650	+283	+10.7	3,140	2,842	+298	+10.8	75.4	68.8	+6.6	+9.6
窃 盗 犯	55,127	57,106	-1,979	-1.7	18,038	12,506	+5,532	+4.2	7,443	7,750	-307	-1.0	20.2	21.3	-1.1	-5.2
侵入盗	5,881	6,067	-205	-2.4	2,574	2,323	+251	+15.1	485	516	-31	-5.0	15.1	17.2	-2.1	-12.2
乗り物盗	21,689	22,371	-682	-2.6	1,803	2,092	-289	-1.1	1,141	1,320	-179	-12.2	6.9	8.0	-1.1	-13.8
非侵入盗	28,577	28,768	-191	-0.7	8,469	8,091	+378	+4.6	5,817	6,924	-1,107	-1.0	22.6	24.5	-1.9	-7.8
知 能 犯	1,855	1,827	+28	+1.5	1,058	1,657	-599	-5.5	894	808	+86	+10.6	23.8	20.0	+3.8	+19.0
風 俗 犯	583	542	+41	+7.0	394	341	+53	+15.5	345	373	-28	-7.5	57.6	64.2	-6.6	-10.3
その他の刑法犯	12,821	12,018	+803	+6.6	2,180	2,630	-450	-1.7	2,019	2,374	-355	-15.1	24.8	28.2	-3.4	-12.1

※ 平成23年は確定値、平成24年は暫定値である。

生活安全部

● 平成24年中における少年犯罪情勢等について

.....資料17

生活安全部長から、資料17のとおり、平成24年中における少
年犯罪情勢等について報告がなされた。

少年犯罪情勢

区 分	年 別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	前年対比	
							人員	率(%)
刑 法 犯 総 数		18,931	19,858	17,866	16,071	15,449	-622	-3.9
刑 法 犯 少 年		6,177	6,323	5,899	4,728	4,309	-419	-8.9
犯 罪 少 年		5,211	5,258	4,946	4,017	3,658	-359	-8.9
触 法 少 年		966	1,065	953	711	651	-60	-8.4
少年が占める率(%)		32.6	31.8	33.0	29.4	27.9		-1.5 P
不良行為少年		33,188	37,905	42,061	52,911	49,582	-3,329	-6.3

※ 平成23年以前は確定値、平成24年は暫定値である。

● ストーカー規制法に基づく警告の実施結果について

.....資料18

生活安全企画課調査官から、資料18のとおり、「ストーカー
規制法に基づき、『義務なき行為』の要求、粗野又は乱暴な言動、

連続電話』等を行った4人に対し、警察本部長、生田警察署長及び神戸西警察署長が警告した。」旨の報告がなされた。

交 通 部

● 平成24年中における交通事故の状況について

.....資料19

交通部長から、資料19のとおり、平成24年中における交通事故発生状況等について報告がなされた。

交通事故発生状況

	昭和22年	昭和44年	平成8年	平成9年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	増減 数	増減 率
人身事故件数 ※	834	38,858	38,014	36,401	37,139	36,380	36,594	36,195	34,058	-2,138	-5.9
死者数	267	740	497	370	189	178	192	198	179	-19	-9.6
高齢死者	—	—	128	113	100	76	95	94	87	-7	-7.4
構成率	—	—	25.8	30.5	50.3	43.2	49.5	47.5	48.8	—	—
傷者数	974	51,933	46,198	44,205	45,342	44,404	44,339	44,100	42,073	-2,027	-4.6
重傷者数	—	5,482	4,497	4,288	3,809	3,776	3,664	3,398	3,114	-284	-8.4
全国死者数	4,569	16,257	9,942	9,540	5,155	4,914	4,863	4,612	4,411	-201	-4.4

※ 平成23年以前は確定値、平成24年は暫定値である。

● 交通法令違反被疑事件の未出頭者に対する逮捕状執行強化期間の実施について

.....資料20

交通指導課長から、資料20のとおり、「平成25年2月1日（金）から同月15日（金）までの15日間、『交通法令違反被疑事件の未出頭者に対する逮捕状執行強化期間』を実施する。」旨の報告がなされた。

警 備 部

● 第4回兵庫県爆発物原料取扱事業者等連絡協議会総会の開催について

.....資料21

警備部長から、資料21のとおり、「平成25年2月4日（月）午後2時から、警察本部本館21階大会議室において第4回兵庫県爆発物原料取扱事業者等連絡協議会総会を開催する。」旨の報告がなされた。

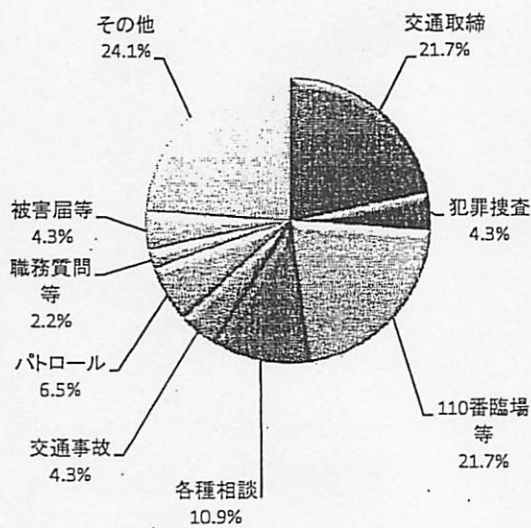
1 受理及び処理件数

○過処理状況			○本年処理状況		○処理中		
区分 ↓ 類型	1月19日(土)～1月25日(金)		受 理	処 理	本年分	前年まで	合 計
	受 理	処 理					
公安委員会	1 (1)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	14 (14)	17 (17)
警 察	13 (1)	11 (2)	43 (5)	19 (1)	24 (4)	36 (13)	60 (17)
合 計	14 (2)	13 (4)	46 (8)	19 (1)	27 (7)	50 (27)	77 (34)

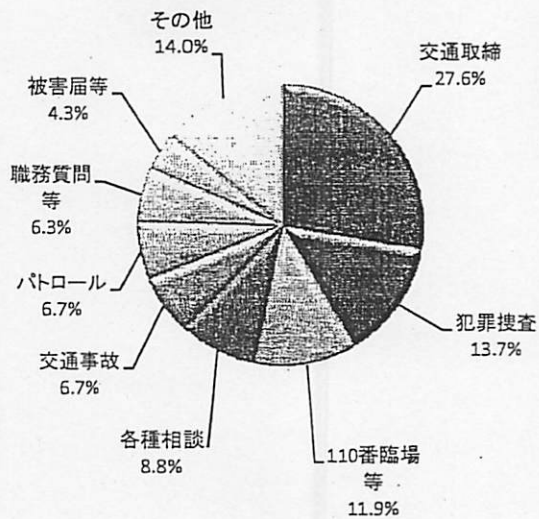
注 () 内は、文書によるものを内数で示す。

2 内容類型別

平成25年1月25日(金)現在



平成 24 年



区 分	受理件数	受理件数								
		交通取締	犯罪捜査	110番臨場等	各種相談	交通事故	パトロール	職務質問等	被害届等	その他
今 週 報 告 分	14	3	1	6	1	1	0	1	0	1
本 年 累 計	46	10	2	10	5	2	3	1	2	11
前 年 同 期	46	15	7	5	6	2	2	2	2	5
対 比	±0	-5	-5	+5	-1	±0	+1	-1	±0	+6
平成 24 年	930	257	127	111	82	62	62	59	40	130

公安委員会
☐ 指示事項
☒ 意見

委員から「事例も踏まえて、更に交番相談員へのきめ細やかな指導と教養を行い、応接要領も含め執務能力の向上を図ってください。」旨の発言があった。

公 安 委 員 会	警察手数料徴収条例の一部を改正する	平成25年1月31日
資料No 2	条例の制定（案）について	総 務 部 生 活 安 全 部

1 制定の理由

遊技機等に係る警察手数料について、現状に見合ったより適正な金額とするため、所要の整備を行う。

2 改正の概要

(1) 風俗営業許可申請手数料、遊技機認定申請手数料、型式検定申請手数料、遊技機試験申請手数料、型式試験申請手数料及び遊技機変更承認申請手数料の金額を改める（別表1の部関係）。

(2) その他規定の整備を行う（別表1の部関係）。

3 施行期日

平成25年4月1日（月）

公 安 委 員 会

☐ 指示事項

☐ 意 見

警察手数料徴収条例

新旧対照表

新旧対照表

現 行

別表（第2条関係）

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する警察手数料

名 称	警 察 手 数 料 を 納 め な け れ ば な ら ない 者			金 額
(1) 風俗営業許可申請手数料	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この部において「法」という。）第3条第1項の規定に基づき風俗営業の許可を受けようとする者	ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この部において「政令」という。）第7条に規定する営業の許可を受けようとする場合	営業所に設置する遊技機に法第20条第2項に規定する認定（以下この部において「遊技機認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機がない場合	3月以内の期間を限って営む営業 <u>16,000円</u>
			その他の営業	<u>27,000円</u>
			営業所に設置する遊技機に <u>遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機</u> がある場合	3月以内の期間を限って営む営業 <u>16,000円に、遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円</u> （法第20条第4項に規定する検定（以下この部において「検定」という。）を受けた型式に属する <u>遊技機以外の遊技機</u> にあっては、それぞれ法第20条第5項に規定する指定試験機関（以下この部において「指定試験機関」という。）が行う遊技機認定に必要な試験（以下この部において「遊技機試験」という。）を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようと

改 正 案

別表 (第2条関係)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する警察手数料

名 称	警 察 手 数 料 を 納 め な け れ ば な ら ない 者			金 額
(1) 風俗営業許可申請手数料	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (以下この部において「法」という。) 第3条第1項の規定に基づき風俗営業の許可を受けようとする者	ばちこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 (昭和59年政令第319号。以下この部において「政令」という。) 第7条に規定する営業の許可を受けようとする場合	営業所に設置する遊技機に法第20条第2項に規定する認定 (以下この部において「遊技機認定」という。) を受けた遊技機以外の遊技機 (以下この部において「未認定遊技機」という。) がない場合	3月以内の期間を限って営む営業 15,000円
			その他の営業	25,000円
			営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がある場合	15,000円に、2,800円 (法第20条第4項に規定する検定 (以下この部において「検定」という。) を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機 (以下この部において「特定未認定遊技機」という。) がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額) を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円 (特定未認定遊技機については、それぞれ法第20条第5項に規定する指定試験機関 (以下この部において「指定試験機関」

新旧対照表

現 行					
					する場合に係る(9)の款に定める額から2,700円を減じた額)を加算した額
				その他の営業	27,000円に、<u>遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機にあっては、それぞれ遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合に係る(9)の款に定める額から2,700円を減じた額)</u>を加算した額
				ぱちんこ屋及び政令第7条に規定する営業以外の風俗営業の許可を受けようとする場合	3月以内の期間を限って営む営業 15,000円
				その他の営業	27,000円
(2)～(8)	(略)				

(警察手数料徴収条例)

改 正 案				
				という。)が行う遊技機認定に必要な試験(以下この部において「遊技機試験」という。)を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合に係る(9)の款に定める額から <u>8,000円</u> を減じた額)を加算した額
			その他の営業	<u>25,000円に、2,800円(特定未認定遊技機がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乘じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機については、それぞれ遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合に係る(9)の款に定める額から8,000円を減じた額)を加算した額</u>
			ばちんこ屋及び政令第7条に規定する営業以外の風俗営業の許可を受けようとする場合	3月以内の期間を限って営む営業 <u>14,000円</u>
				その他の営業 <u>24,000円</u>
(2)～(8)	(略)			

新旧対照表

現 行			
(9) 遊技機認定申請手数料	法第20条第2項の規定に基づき遊技機認定を受けようとする者	遊技機試験を受けた遊技機に係る遊技機認定を受けようとする場合	<u>2,700円</u>
		検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）に係る遊技機認定を受けようとする場合	<u>2,720円</u>
		遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機のうち、ぱちんこ遊技機について遊技機認定を受けようとする場合	<u>31,700円</u>
		入賞を容易にするための装置であって遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年 国家公安委員会規則第4号。以下この部において「規則」という。）に定めるもの（以下この部において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	<u>8,200円</u>
		マイクログロッセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この部において同じ。）を内蔵するもの	
		マイクログロッセッサを内蔵しないもの	<u>8,200円</u>
		特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）	<u>24,700円</u>
		マイクログロッセッサを内蔵するもの	
		マイクログロッセッサを内蔵しないもの	<u>8,200円</u>
		特定装置が設けられていないもの	<u>5,900円</u>
		遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する	<u>59,700円</u>
		マイクログロッセッサを内	

改 正 案

改 正 案					
(9) 遊技機認定申請手数料	法第20条第2項の規定に基づき遊技機認定を受けようとする者	遊技機試験を受けた遊技機に係る遊技機認定を受けようとする場合		2,200円	
		検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）に係る遊技機認定を受けようとする場合		4,340円	
		遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機のうち、ぱちんこ遊技機について遊技機認定を受けようとする場合	入賞を容易にするための装置であって遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下この部において「規則」という。）に定めるもの（以下この部において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この部において同じ。）を内蔵するもの	35,000円
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	16,300円
			特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させるものを除く。）	マイクロプロセッサを内蔵するもの	29,000円
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	16,300円
			特定装置が設けられていないもの		14,400円
			遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する		マイクロプロセッサを内

新旧対照表

現		行	
		遊技機以外の遊技機のうち、 回胴式遊技機について遊技機 認定を受けようとする場合	蔵するもの マイクロプロ セッサを内 蔵しないもの <u>14,700円</u>
		遊技機試験を受けた遊技機及 び検定を受けた型式に属する 遊技機以外の遊技機のうち、 アレンジボール遊技機につい て遊技機認定を受けようとし る場合	マイクロプロ セッサを内 蔵するもの <u>30,700円</u>
			マイクロプロ セッサを内 蔵しないもの <u>10,800円</u>
		遊技機試験を受けた遊技機及 び検定を受けた型式に属する 遊技機以外の遊技機のうち、 じゃん球遊技機について遊技 機認定を受けようとする場合	マイクロプロ セッサを内 蔵するもの <u>30,700円</u>
			マイクロプロ セッサを内 蔵しないもの <u>10,800円</u>
		遊技機試験を受けた遊技機及 び検定を受けた型式に属する 遊技機以外の遊技機のうち、 ぱちんこ遊技機、回胴式遊技 機、アレンジボール遊技機及 びじゃん球遊技機以外の遊技 機について遊技機認定を受け ようとする場合	マイクロプロ セッサを内 蔵するもの <u>24,700円</u>
			マイクロプロ セッサを内 蔵しないもの <u>3,680円</u>
	(10) 型式検定 申請手数料	法第20条第4 項の規定に基 づき検定を受 けようとする 者	指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下 この部において「型式試験」という。）を受 けた型式に係る検定を受けようとする場合 <u>6,300円</u>
			他の都道府県の公安委員会の検定を受けた型 式（型式試験を受けたものを除く。）に係る 検定を受けようとする場合 <u>18,000円</u>
		ぱちんこ遊技 機について型 式試験及び他 の都道府県の 公安委員会の 検定を受けた 型式以外の型 式に係る検定 を受けようと する者	特定装置が設 けられている もの（当該特 定装置を連続 して作動させ ることができ るものに限 る。） マイクロプロ セッサを内 蔵するもの <u>1,530,000円</u>
			マイクロプロ セッサを内 蔵しないもの <u>296,000円</u>

改 正 案

		遊技機以外の遊技機のうち、 回胴式遊技機について遊技機 認定を受けようとする場合	蔵するもの	
			マイクロプロ セッサを内 蔵しないもの	<u>23,000円</u>
		遊技機試験を受けた遊技機及 び検定を受けた型式に属する 遊技機以外の遊技機のうち、 アレンジボール遊技機につい て遊技機認定を受けようとする 場合	マイクロプロ セッサを内 蔵するもの	<u>35,000円</u>
			マイクロプロ セッサを内 蔵しないもの	<u>19,000円</u>
		遊技機試験を受けた遊技機及 び検定を受けた型式に属する 遊技機以外の遊技機のうち、 じゃん球遊技機について遊技 機認定を受けようとする場合	マイクロプロ セッサを内 蔵するもの	<u>35,000円</u>
			マイクロプロ セッサを内 蔵しないもの	<u>19,000円</u>
		遊技機試験を受けた遊技機及 び検定を受けた型式に属する 遊技機以外の遊技機のうち、 ぱちんこ遊技機、回胴式遊技 機、アレンジボール遊技機及 びじゃん球遊技機以外の遊技 機について遊技機認定を受け ようとする場合	マイクロプロ セッサを内 蔵するもの	<u>29,000円</u>
			マイクロプロ セッサを内 蔵しないもの	<u>12,600円</u>
	(10) 型式検定 申請手数料	法第20条第4 項の規定に基 づき検定を受け ようとする 者	指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下 この部において「型式試験」という。）を受 けた型式に係る検定を受けようとする場合	<u>3,900円</u>
			他の都道府県の公安委員会の検定を受けた型 式（型式試験を受けたものを除く。）に係る 検定を受けようとする場合	<u>6,300円</u>
		ぱちんこ遊技 機について型 式試験及び他 の都道府県の 公安委員会の 検定を受けた 型式以外の型 式に係る検定 を受けようと	特定装置が設 けられている もの（当該特 定装置を連続 して作動させ ることができる ものに限る。）	マイクロプロ セッサを内 蔵するもの
			マイクロプロ セッサを内 蔵しないもの	<u>1,435,000円</u> <u>438,000円</u>

新旧対照表

		現		行			
		する場合	特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,141,000円</u>		
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>296,000円</u>		
			特定装置が設けられていないもの	<u>174,000円</u>			
		回胴式遊技機について型式試験及び他の都道府県の公安委員会の検定を受けた型式以外の型式に係る検定を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,816,000円</u>		
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>399,000円</u>		
		アレンジボール遊技機について型式試験及び他の都道府県の公安委員会の検定を受けた型式以外の型式に係る検定を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,193,000円</u>		
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>349,000円</u>		
		じゃん球遊技機について型式試験及び他の都道府県の公安委員会の検定を受けた型式以外の型式に係る検定を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,192,000円</u>		
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>348,000円</u>		
		(11) 遊技機試験申請手数料	規則第2条第1項の規定に基づき遊技機試験を受けようとする者	ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させるものに限る。）	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>32,300円</u>
						マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>8,100円</u>
					特定装置が設けられているもの（当該特	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>25,300円</u>

改 正 案

		する場合	特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,128,000円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>438,000円</u>
			特定装置が設けられていないもの		<u>338,000円</u>
		回胴式遊技機について型式試験及び他の都道府県の公安委員会の検定を受けた型式以外の型式に係る検定を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,621,000円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>479,000円</u>
		アレンジボール遊技機について型式試験及び他の都道府県の公安委員会の検定を受けた型式以外の型式に係る検定を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,148,000円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>482,000円</u>
		じゃん球遊技機について型式試験及び他の都道府県の公安委員会の検定を受けた型式以外の型式に係る検定を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,147,000円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>481,000円</u>
	(11) 遊技機試験申請手数料	規則第2条第1項の規定に基づき遊技機試験を受けようとする者	ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限定。）	<u>43,300円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>23,100円</u>
			特定装置が設けられているもの（当該特	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>36,300円</u>

新旧対照表

現		行			
			定装置を連続して作動させることができるものを除く。)	マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>8,100円</u>
			特定装置が設けられていないもの		<u>5,700円</u>
		回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>62,300円</u>	
			マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>15,300円</u>	
		アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>31,300円</u>	
			マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>10,800円</u>	
		じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>31,300円</u>	
			マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>10,800円</u>	
		ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機及びじゃん球遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>25,300円</u>	
			マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>3,300円</u>	
(12) 型式試験申請手数料	規則第8条第1項の規定に基づき型式試験を受けようとする者	ぱちんこ遊技機について型式試験を受けようとする場合	特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,524,200円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>290,200円</u>

改 正 案

			定装置を連続して作動させることができるものを除く。)	マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>23,000円</u>
			特定装置が設けられていないもの		<u>21,000円</u>
		回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>68,300円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>30,300円</u>
		アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>42,300円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>26,300円</u>
		じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>42,300円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>26,300円</u>
		ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機及びじゃん球遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>36,300円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>19,100円</u>
(12) 型式試験申請手数料	規則第8条第1項の規定に基づき型式試験を受けようとする者	ぱちんこ遊技機について型式試験を受けようとする場合	特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることに限	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,442,000円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>445,000円</u>

新旧対照表

現 行			
		る。)	
		特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）	マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,135,200円</u>
			マイクロプロセッサを内蔵しないもの <u>290,200円</u>
		特定装置が設けられていないもの	<u>168,200円</u>
		回胴式遊技機について型式試験を受けようとする場合	マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,810,200円</u>
			マイクロプロセッサを内蔵しないもの <u>393,200円</u>
		アレンジボール遊技機について型式試験を受けようとする場合	マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,187,200円</u>
			マイクロプロセッサを内蔵しないもの <u>343,200円</u>
		じゃん球遊技機について型式試験を受けようとする場合	マイクロプロセッサを内蔵するもの <u>1,186,200円</u>
			マイクロプロセッサを内蔵しないもの <u>342,200円</u>
(13) 遊技機変更承認申請手数料	法第20条第10項において準用する法第9条第1項の規定に基づき遊技機の変更の承認を受けようとする者	承認を受けようとする遊技機に遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合	<u>3,400円</u>
		承認を受けようとする遊技機に遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合	3,400円に、遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに <u>20円</u> （検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機に

改 正 案

			る。)		
			特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。)	マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,135,000円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>445,000円</u>
			特定装置が設けられていないもの		<u>345,000円</u>
		回胴式遊技機について型式試験を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,628,000円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>486,000円</u>
		アレンジボール遊技機について型式試験を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,155,000円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>489,000円</u>
		じゃん球遊技機について型式試験を受けようとする場合		マイクロプロセッサを内蔵するもの	<u>1,154,000円</u>
				マイクロプロセッサを内蔵しないもの	<u>488,000円</u>
(13) 遊技機変更承認申請手数料	法第20条第10項において準用する法第9条第1項の規定に基づき遊技機の変更の承認を受けようとする者	承認を受けようとする遊技機に <u>未認定遊技機</u> がない場合			<u>2,400円</u>
		承認を受けようとする遊技機に <u>未認定遊技機</u> がある場合			<u>5,200円</u> (特定未認定遊技機がある場合にあっては、 <u>8,000円</u> に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得

新旧対照表

現		行	
			あつては、それぞれ遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合に係る(9)の款に定める額から<u>2,700円</u>を減じた額)を加算した額
(14)～(16)	(略)		

備考1 風俗営業の許可を受けようとする者が同時に他の風俗営業の許可を受けようとする場合における当該他の風俗営業の許可に係る風俗営業許可申請手数料の額は、それぞれ(1)の款に定める額から9,300円を減じた額とする。

2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき風俗営業の許可を受けようとする場合における風俗営業許可申請手数料の額は、(1)の款に定める額に7,400円を加算した額とする。

3 遊技機認定を受けようとする者が同時に他の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機認定申請手数料の額は、それぞれ(9)の款に定める額から2,700円を減じた額とする。

4 遊技機試験を受けようとする者が同時に他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機試験申請手数料の額は、それぞれ(11)の款に定める額から2,300円を減じた額とする。

2～13 (略)

改 正 案

			た額を加算した額) に、未認定遊技機 1台ごとに40円(特 定未認定遊技機に ついては、それぞ れ遊技機試験を受 けた遊技機及び検 定を受けた型式に 属する遊技機以外 の遊技機について 遊技機認定を受け ようとする場合に 係る(9)の款に定め る額から8,000円を 減じた額)を加算 した額
(14)～(16)	(略)		

備考1 風俗営業の許可を受けようとする者が同時に他の風俗営業の許可を受けようとする場合における当該他の風俗営業の許可に係る風俗営業許可申請手数料の額は、それぞれ(1)の款に定める額から8,600円を減じた額とする。

2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき風俗営業の許可を受けようとする場合における風俗営業許可申請手数料の額は、(1)の款に定める額に6,800円を加算した額とする。

3 遊技機試験を受けた遊技機について遊技機認定を受けようとする者が同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機認定申請手数料の額は、無料とする。

4 検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について遊技機認定を受けようとする者が同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機認定申請手数料の額は、40円とする。

5 遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする者が同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機認定申請手数料の額は、それぞれ(9)の款に定める額から8,000円を減じた額とする。

6 遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機試験手数料の額は、それぞれ(11)の款に定める額から14,300円を減じた額とする。

公 安 委 員 会	兵庫県職員定数条例の一部を改正する	平成25年 1 月31日						
資料No 3	条例の制定（案）について（警察関係分）	警 務 部						
1 制定の理由 検視体制の強化等を図るため、警察官の定数を増員するとともに、第2次行財政構造改革推進方策に基づき、警察官以外の警察職員の定数を削減することとし、所要の整備を行う。 2 改正の概要 警察官の定数を11,832人から11,842人に、警察官以外の警察の職員の定数を945人から940人に改める（第2条関係）。 3 改正案 新旧対照表のとおり 4 施行期日 平成25年 4 月 1 日（月） 5 その他 本条例は、県人事課が警察関係分も含めて一括して改正手続きを行い、第317回（2月）定例県議会に上程される予定である。								
<table border="1"> <tr> <td>公 安 委 員 会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 指示事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 意 見</td> <td></td> </tr> </table>			公 安 委 員 会		☐ 指示事項		☐ 意 見	
公 安 委 員 会								
☐ 指示事項								
☐ 意 見								

新旧対照表

現 行	
(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	
知事の事務部局の職員	6,691人
議会の事務部局の職員	72人
選挙管理委員会の事務部局の職員	6人
監査委員の事務部局の職員	32人
教育委員会の事務部局の職員	437人
労働委員会の事務部局の職員	26人
人事委員会の事務部局の職員	23人
警察の職員	<u>12,777人</u>
警察官	<u>11,832人</u>
警察官以外の警察職員	<u>945人</u>
合 計	20,064人
改 正 案	
(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	
知事の事務部局の職員	人
議会の事務部局の職員	人
選挙管理委員会の事務部局の職員	人
監査委員の事務部局の職員	人
教育委員会の事務部局の職員	人
労働委員会の事務部局の職員	人
人事委員会の事務部局の職員	人
警察の職員	<u>12,782人</u>
警察官	<u>11,842人</u>
警察官以外の警察職員	<u>940人</u>
合 計	人

公 安 委 員 会	犯罪被害者等給付金支給裁定(案)について	平成25年 1 月 31 日
資料№ 4	(兵庫県姫路市における傷害事件)	警 務 部
1 事件名 兵庫県姫路市における傷害事件 2 申請日 平成24年10月 9 日 (火) 3 発生場所 兵庫県姫路市 4 犯罪被害者 (申請者) 兵庫県居住の者 5 加害者 不詳 6 事案概要 犯罪被害者は、加害者から足を蹴られる暴行を加えられて転倒し、傷害を負わされたものである。 7 裁定 (案) (1) 種別 重傷病給付金 (2) 支給額 186,880円		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意見		

公 安 委 員 会	放置違反金納付命令処分に対する 異議申立てについて (平成24年9月10日(月)受理分)	平成25年1月31日
資料№ 5		警 務 部
1 受理年月日 平成24年9月10日(月) 2 異議申立人 神戸市垂水区 男性 3 処分の内容 平成24年8月21日(火)付け放置違反金納付命令処分 4 処分の原因 平成24年6月27日(水)、兵庫県明石市内における放置駐車 5 申立ての趣旨 本件処分の取消しを求めている。 6 申立ての理由 明舞交番に用事があり、交番から見える位置に車を放置していた。交番の警察官は車を無視していたのに、監視員は駐車違反章を貼った。駐車監視員と警察とパトカーの取締りの方法が違う。 7 決定書案 (1) 主文 本件異議申立てを棄却する。 (2) 理由 本件放置駐車は駐車監視員が確認したものであるが、写真等の関係記録によると、本件車両は、南北相互通行道路の東側に設置された一般路側帯に車両の全部を入れ、路側帯を示す道路標示に沿わない状態で、南向きに放置駐車されている事実が認められる。 申立人が交番に来所していた事実は認められるが、かかる事実は違法駐車を正当化する理由とは認められない。また、警察官が本件放置駐車を黙認した事実は認められない。 したがって、申立人の主張は認められない。		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項		
☐ 意見		

公 安 委 員 会	放置違反金納付命令処分に対する 異議申立てについて (平成24年10月9日(火)受理分)	平成25年1月31日
資料№ 6		警 務 部
1 受理年月日 平成24年10月9日(火) 2 異議申立人 神戸市兵庫区 男性 3 処分の内容 平成24年10月2日(火) 付け放置違反金納付命令処分 4 処分の原因 平成24年8月19日(日)、神戸市中央区内における放置駐車 5 申立ての趣旨 本件処分の取消しを求めている。 6 申立ての理由 急に体調が悪くなり、嘔吐しそうになり、あわてて、車を止めようとしたが道路の左側は車でいっぱい駐車できなくて、やむをえず、右側に止めた。 7 決定書案 (1) 主文 異議申立てを棄却する。 (2) 理由 本件放置駐車は、駐車監視員が巡回中に本件車両の放置駐車を少なくとも5分間確認したものであるが、写真等の関係記録によると、本件車両は、東行き一方通行道路の南側において、道路の左側端に沿わず、道路右端から0.3メートルの位置に東向きで駐車されている事実が認められる。本件車両は、本件違反当時、駐車禁止除外指定車標章を掲示していたが、駐車の方法に従わない駐車は、同標章を掲示していても駐車方法違反の違法駐車となる。 申立人は、「急に体調が悪くなり、嘔吐しそうになり、あわてて、車を止めようとしたが道路の左側は車でいっぱい駐車できなくて、やむをえず、右側に止めた。」旨を主張するが、本件駐車場所付近への救急車の出動はなかったこと、本件違反場所付近に駐車場があることなど、違法駐車を正当化できるまでの理由があったとは認められない。 したがって、申立人の主張は認められない。		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公 安 委 員 会	放置違反金納付命令処分に対する 異議申立てについて (平成24年10月16日(火)受理分)	平成25年1月31日
資料№ 7		警 務 部
1 受理年月日 平成24年10月16日(火) 2 異議申立人 兵庫県明石市 男性 3 処分の内容 平成24年8月21日(火)付け放置違反金納付命令処分 4 処分の原因 平成24年6月7日(木)、神戸市西区内における放置駐車 5 申立ての趣旨 本件処分の取消しを求めている。 6 申立ての理由 軽貨物運送で来客用駐車場のないマンションの5階に荷物を配達し、必要な時間しか駐車しなかった。30m先から取締担当者に声をかけたが聞こえなかったとのことで、写真をとったからだめと言われた。 7 決定書案 (1) 主文 本件異議申立てを棄却する。 (2) 理由 本件駐車場所は、道路標識により駐車が禁止されている道路の部分に当たり、本件車両は、運転者が直ちに運転できない状態であったことを駐車監視員が少なくとも6分間確認したものである。 直ちに運転できないと評価される状態であれば、駐車時間の長短やその車両から離れた距離の遠近を問うものではなく、本件車両が、運転者がその車両を離れて直ちに運転できない状態であったことは明らかであり、本件車両は放置車両にあたる。 また、駐車監視員が本件車両の運転者から声を掛けられたのは、確認作業終了後であり、申立人の述べる、「駐車場がない。」等の理由によって、違法駐車が正当化されるものではない。 したがって、申立人の主張は認められない。		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項		
☐ 意見		

公 安 委 員 会	交通違反による点数入力に対する	平成25年1月31日
資料No 8	異議申立てについて	警 務 部
1 受理年月日 平成24年10月12日（金） 2 異議申立人 兵庫県姫路市 男性 3 違反の概要 平成24年9月6日（木）、兵庫県姫路市内における交通違反 4 申立ての趣旨 点数入力の取消しを求めている。 5 申立ての理由 違反事実となった通行区分違反は行っておらず、交通違反否認事件を起こしている。点数付加により、受けることの無い60日間の運転免許停止処分を受ける等、不利益処分が課される為、点数付加処分の取消しを求める。 6 決定書案 (1) 主文 本件異議申立てを却下する。 (2) 理由 行政不服審査法第4条では、「行政庁の処分に不服がある者は、異議申立てをすることができる。」旨規定しているが、「処分」とは、行政庁の公権力の行使としての行為であって、直接国民の権利義務又は法律上の地位に影響を及ぼすものでなければならず、単に行政庁の内部で行われる段階的行為は、「処分」に当たらないと解されている。 道路交通法に定める点数制度は、運転者の違反行為や交通事故を点数で評価し、それが一定の期間に一定の点数にまで累積するなどしてはじめて、運転免許の効力停止処分や取消処分などが行われるものであり、違反行為に一定の点数を付加したとしても、それだけでは直ちに運転免許の効力に影響を及ぼすものではない。 よって、点数の付加自体は、行政庁内部の段階的手続に過ぎず、国民の権利義務に未だ直接の影響をもたらすものではないことから、本件違反に対し点数を付加したことは、不服申立ての対象となる「処分」には該当しない。		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意 見		

[illegible]

公 安 委 員 会	飲食店営業に係る行政処分(案)	平成25年1月31日
資料№ 10	について	生 活 安 全 部

1 行政処分の対象

営業種別 飲食店営業

営業所 神戸市中央区内

営業者 A女

2 不利益処分の原因となる事実

A女は、飲食店営業の許可を受け、神戸市中央区内において飲食店を経営する者であるが、当該営業に関し、公安委員会の許可を受けないで、平成24年3月22日(木)から同年11月2日(金)までの間、同店において不特定多数の客に対し、同店女性従業員等をして、接待をさせるとともに酒肴を提供して飲食させ、もって、設備を設けて客の接待をして、客に遊興又は飲食をさせる営業を営んだものである。

3 処分内容

飲食店営業の営業停止処分

4 聴聞手続

(1) 聴聞の通知と陳述書の提出

営業者A女に対し、平成25年1月16日(水)に聴聞の通知をしたところ、

「事実は間違いなく証拠書類等ありません。弁明する事もありませんので聴聞は欠席します。処分は受けます。」

と記載した陳述書の提出があった。

(2) 聴聞の終結

当事者は、平成25年1月25日(金)に予定していた聴聞に出頭しなかった。

5 量定案

飲食店営業の営業停止 180日

公 安 委 員 会

☐ 指示事項

☐ 意見

公 安 委 員 会	福井県公安委員会からの援助要求に伴う	平成25年 1 月31日
資料№ 11	警察官の派遣（案）について	警 備 部
福井県公安委員会から、警察法第60条第1項の規定に基づき援助要求を受けたので、次のとおり警察官を派遣する。 1 派遣理由 原子力関連施設の警戒警備に万全を期するため。 2 派遣警察官 機動隊員 3 派遣期間 (1) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (2) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 4 派遣を必要とする区域 原子力関連施設の警戒警備に必要な福井県内の区域		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意見		

公 安 委 員 会	平成24年中における被疑者取調べ	平成25年1月31日
資料No 12	監督の実施状況について	総 務 部

1 被疑者取調べの実施状況 (件)

	平成24年	平成23年	増減
取 調 べ 件 数	91,281	87,194	4,087

注 件数は、取調べ状況報告書を作成した件数。

2 取調べ室等に対する視認状況

	平成24年	平成23年	増減
視 認 回 数	81,246	74,242	7,004
視 認 室 数	164,208	147,468	16,740

3 巡察の実施状況 (室)

	平成24年	平成23年	増減
警 察 署	5,894	5,421	473
篠山留置施設	61	87	-26
本部執行隊	170	84	86
少年鑑別所	862	380	482
合 計	6,987	5,972	1,015

注 少年鑑別所に対する巡察は、平成23年6月から実施。

4 苦情の申出状況 (件)

	平成24年	平成23年	増減
苦 情 受 理	33	26	7

5 監督対象行為の発生状況
期間中の監督対象行為4件

類 型	端 緒	取調べ担当部門
便 宜 供 与	被疑者関係者からの苦情	刑 事
みなし監督対象行為	監督官のデータ確認	地 域
不 安 ・ 困 惑 有形力の行使	弁護士からの苦情	刑 事

6 教養状況

- (1) 各所属幹部による教養
- (2) 本部監督室による各種専科・講習等における教養 (97回)
- (3) 本部監督室による巡回教養 (延べ 62所属)

7 その他

- (1) 警察庁による実地点検 (6月)
- (2) 近畿管区警察局による実地点検 (10月・12月)

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意見

公 安 委 員 会	平成24年度兵庫県警察駅伝競走大会	平成25年1月31日
資料No 13	の実施結果について	警 務 部

1 実施日時

1月25日（金）午前11時00分から午後3時30分までの間

2 実施場所

三木総合防災公園陸上競技場（三木市志染町三津田1708番地）

3 駅伝競技

区分	順位	チーム	タイム
1 部 (16.7km)	1 位	機 動 隊	53分45秒
	2 位	尼崎南警察署	55分36秒
	3 位	垂水警察署	57分00秒
2 部 (14.4km)	1 位	川西警察署	50分27秒
	2 位	交 通 部	50分46秒
	3 位	長田警察署	51分14秒
3 部 (12.1km)	1 位	三田警察署	44分56秒
	2 位	洲本警察署	45分06秒
	3 位	美方警察署	45分32秒

4 ロードレース競技

(1) 男子ロードレース競技（35歳未満の部）（5.1km）

順位	所属等	階 級	氏 名	タイム
1 位	機 動 隊	巡 査		17分51秒
2 位	機 動 隊	巡 査		18分06秒
3 位	機 動 隊	巡査長		18分12秒
4 位	警察学校	巡 査		18分20秒
5 位	機 動 隊	巡 査		18秒27秒
6 位	機 動 隊	巡 査		18分32秒

(2) 男子ロードレース競技（35歳以上の部）（5.1km）

順位	所属等	階 級	氏 名	タイム
1 位	機 動 隊	警部補		18分10秒
2 位	たつの警察署	巡査部長		18分33秒
3 位	交 通 部	警部補		19分33秒
4 位	警察学校	警部補		19分46秒
5 位	兵庫警察署	巡査部長		19分48秒
6 位	警察学校	警部補		20分05秒

(3) 女子ロードレース競技（2.8km）

順位	所属等	階 級	氏 名	タイム
1 位	総・警務部	巡査長		10分20秒
2 位	西宮警察署	巡 査		10分35秒
3 位	警 察 学 校	巡 査		10分37秒

公 安 委 員 会

- ☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	和解及び損害賠償の額を定めることの	平成25年 1 月 31日
資料No 1 4	委任専決処分について	警 務 部
1 委任専決事項 警察職員の交通事故に係る損害賠償等請求事件について和解し、損害賠償の額を定めること。 2 委任専決年月日 平成25年 1 月 21日 (月) 3 和解年月日 平成25年 1 月 28日 (月) 4 損害賠償額 280,580円 5 本件事故の状況 (1) 発生日時 平成23年11月13日 (日) 午前10時36分ころ (2) 発生場所 姫路市飾磨区清水 3 丁目82番地先路上 (3) 事故当事者 ア 警察側 兵庫県飾磨警察署員 イ 相手方 (原告) 男性 (4) 発生状況 飾磨警察署員が、相手方 (原告) を警察車両左後部座席に乗車させて同左後部ドアを閉めた際、相手方 (原告) の左足が車内に完全に入ったことを確認しないままドアを閉めたため、相手方 (原告) の左足を同ドアで挟み負傷させたもの。 (5) 相手方 (原告) 損害程度 左足挫傷、左足関節捻挫 加療 2 週間		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公 安 委 員 会 資料№ 15	損害賠償請求事件の応訴について	平成25年1月31日 警 務 部
1 関係者 原告 A（男性）及びB（女性） 被告 兵庫県 2 提訴年月日及び裁判所 平成24年12月26日（水） 神戸地方裁判所姫路支部 3 損害賠償請求事件の概要 平成23年10月29日（土）、神戸市長田区内の路上において、兵庫県須磨警察署員（以下「須磨署員」という。）が警ら用無線自動車（以下「被告車両」という。）を運転し、違反車両を誘導するため第5車線から第3車線に進路変更し、同車線を約15km/hで進行していた際、左後方の安全確認に気を取られて前方注視を怠ったため、原告A運転（原告Bは助手席同乗）の普通乗用自動車（以下「原告車両」という。）を被告車両前方約3.5mに発見し、急制動の措置を講じるも間に合わず、被告車両右前部が原告車両左後部に追突し、原告らが負傷する交通事故が発生した。 上記事故に関し、原告らは、本件事故は、須磨署員が、前方不注視もしくは運転操作を誤った過失により発生した事故であるとして、被告兵庫県に対し、慰謝料等総額2,047,555円の支払いを求める訴訟を提起した。 4 応訴の理由 本件訴訟は、原告らが、被告の加入する保険会社の提示した慰謝料に納得せず提訴したものであるが、本件事故は、低速度の軽微な追突事故であり、原告らが主張するような、治療8ヶ月を要するような人的損害があったとは到底認められない。 原告らの請求は過大であり、原告の主張に理由はないから、請求の棄却を求めて応訴する。		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公安委員会

資料No 16

平成24年中における犯罪情勢
について

平成25年1月31日

刑事部

1 刑法犯の認知・検挙状況

	認知件数				検挙件数				検挙人員				検挙率(%)	
	24.12末	23.12末	増減	率(%)	24.12末	23.12末	増減	率(%)	24.12末	23.12末	増減	率(%)	24.12末	増減
刑法犯総数	75,644	76,532	-888	-1.2	20,886	20,884	+2	+0.0	14,798	15,360	-562	-3.7	27.6	+0.3
凶悪犯	370	336	+34	+10.1	275	200	+75	+37.5	248	213	+35	+16.4	74.3	+14.8
粗暴犯	3,888	3,703	+185	+5.0	2,933	2,850	+83	+2.9	3,149	2,842	+307	+10.8	75.4	+3.8
窃盗犯	56,127	57,106	-979	-1.7	13,036	12,506	+530	+4.2	7,443	7,750	-307	-4.0	23.2	+1.3
侵入盗	5,861	6,067	-206	-3.4	2,674	2,323	+351	+15.1	485	516	-31	-6.0	45.6	+7.3
乗り物盗	21,688	22,271	-582	-2.6	1,902	2,092	-190	-9.1	1,141	1,300	-159	-12.2	8.8	-0.6
非侵入盗	28,577	28,768	-191	-0.7	8,460	8,091	+369	+4.6	5,817	5,934	-117	-2.0	29.6	+1.5
知能犯	1,855	1,827	+28	+1.5	1,068	1,657	-589	-35.5	894	808	+86	+10.7	57.6	-33.1
風俗犯	583	542	+41	+7.6	394	341	+53	+15.5	345	373	-28	-7.5	57.6	+4.7
その他の刑法犯	12,821	13,018	-197	-1.5	3,180	3,530	-350	-9.9	2,919	3,374	-455	-13.5	24.8	-2.3

2 ブロック別の認知・検挙状況

	認知件数				検挙件数				検挙人員			
	24.12末	23.12末	増減	率(%)	24.12末	23.12末	増減	率(%)	24.12末	23.12末	増減	率(%)
神戸	21,971	23,131	-1,160	-5.0	6,985	6,790	-195	-2.9	5,046	5,081	-35	-0.7
阪神	26,717	26,508	+209	+0.8	6,429	6,468	-39	-1.1	4,553	4,722	-169	-3.6
東播	13,627	13,898	-271	-1.9	3,585	3,715	-130	-3.5	2,351	2,749	-398	-14.5
西播	11,321	10,710	+611	+5.7	3,023	3,131	-108	-3.4	2,282	2,280	+2	+0.1
但馬	1,130	1,240	-110	-8.9	496	386	+110	+28.5	292	287	+5	+1.7
淡路	878	1,045	-167	-16.0	363	364	-1	-0.3	267	241	+26	+10.8

3 認知件数の増減が顕著な罪種手口

4 振り込め詐欺(恐喝)等の認知状況

	認知件数				被害額(単位:千円)		
	24.12末	23.12末	増減	率(%)	24.12末	23.12末	増減
振り込め詐欺	166	118	+48	+40.7	383,226	116,495	+266,731
オレオレ詐欺(恐喝)	58	17	+41	+241.2	197,943	11,962	+185,981
架空請求詐欺(恐喝)	48	37	+11	+29.7	131,102	34,751	+96,351
融資保証金詐欺	25	45	-20	-44.4	19,579	57,387	-37,808
還付金等詐欺	35	19	+16	+84.2	34,602	12,395	+22,207
振り込め詐欺以外の 特 殊 手 口	161	102	+59	+57.8	1,581,194	1,021,367	+559,827
金融商品取引等	140	82	+58	+70.7	1,515,241	957,025	+558,216
ギャンブル必勝法 の提供等	16	19	-3	-15.8	35,770	56,342	-20,572
その他	5	1	+4	+400.0	30,183	8,000	+22,183
その他の名目	0	0	0	-	0	0	-

注1. 上記1から3については、平成24年の数値は暫定値、平成23年の数値は確定値である。

2. 上記4については、本部主管課による集計数値である。

公安委員会

☐ 指示事項
☐ 意見

刑法犯 罪種別 窃盗手口別 認知・検挙状況（兵庫県下）

平成24年12月末日 現在

区 分	認 知 件 数				検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	24.12末	23.12末	増減	率(%)	24.12末	23.12末	増減	率(%)	24.12末	23.12末	増減	率(%)
刑法犯総数	75,644	76,532	-888	-1.2	20,886	20,884	2	0.0	14,798	15,360	-562	-3.7
凶 悪 犯	370	336	34	10.1	275	200	75	37.5	248	213	35	16.4
殺人	71	54	17	31.5	57	55	2	3.6	57	55	2	3.6
強盗	200	197	3	1.5	143	92	51	55.4	129	110	19	17.3
放火	34	45	-11	-24.4	27	29	-2	-6.9	22	28	-6	-21.4
強姦	65	40	25	62.5	48	24	24	100.0	40	20	20	100.0
粗 暴 犯	3,888	3,703	185	5.0	2,933	2,650	283	10.7	3,149	2,842	307	10.8
凶器準備集合	0	1	-1	-100.0	1	0	1	-	4	0	4	-
暴行	1,986	1,776	210	11.8	1,473	1,299	174	13.4	1,521	1,325	196	14.8
傷害	1,556	1,584	-28	-1.8	1,222	1,118	104	9.3	1,376	1,271	105	8.3
脅迫	176	145	31	21.4	141	109	32	29.4	128	103	25	24.3
恐喝	170	197	-27	-13.7	96	124	-28	-22.6	120	143	-23	-16.1
窃 盗 犯	56,127	57,106	-979	-1.7	13,036	12,506	530	4.2	7,443	7,750	-307	-4.0
侵入盗	5,861	6,067	-206	-3.4	2,674	2,323	351	15.1	485	516	-31	-6.0
乗り物盗	21,689	22,271	-582	-2.6	1,902	2,092	-190	-9.1	1,141	1,300	-159	-12.2
非侵入盗	28,577	28,768	-191	-0.7	8,460	8,091	369	4.6	5,817	5,934	-117	-2.0
知 能 犯	1,855	1,827	28	1.5	1,068	1,657	-589	-35.5	694	808	-114	-14.1
詐欺	1,620	1,626	-6	-0.4	909	1,474	-565	-38.3	545	691	-146	-21.1
横領	83	67	16	23.9	59	54	5	9.3	54	51	3	5.9
偽造	142	130	12	9.2	95	124	-29	-23.4	91	61	30	49.2
汚職	9	2	7	350.0	5	2	3	150.0	4	1	3	300.0
背任	1	2	-1	-50.0	0	3	-3	-100.0	0	4	-4	-100.0
風 俗 犯	583	542	41	7.6	394	341	53	15.5	345	373	-28	-7.5
賭博	40	8	32	400.0	39	6	33	550.0	60	108	-48	-44.4
強制わいせつ	372	346	26	7.5	195	162	33	20.4	145	107	38	35.5
公然わいせつ	126	143	-17	-11.9	98	122	-24	-19.7	78	105	-27	-25.7
わいせつその他	45	45	0	0.0	62	51	11	21.6	62	53	9	17.0
その他の刑法犯	12,821	13,018	-197	-1.5	3,180	3,530	-350	-9.9	2,919	3,374	-455	-13.5
占有離脱物横領	1,904	2,384	-480	-20.1	1,689	2,252	-563	-25.0	1,727	2,303	-576	-25.0
公務執行妨害	211	220	-9	-4.1	202	207	-5	-2.4	175	193	-18	-9.3
住居侵入	731	677	54	8.0	346	296	50	16.9	380	334	46	13.8
盗品	81	103	-22	-21.4	76	84	-8	-9.5	68	79	-11	-13.9
器物損壊等	9,636	9,451	185	2.0	707	553	154	27.8	395	316	79	25.0
逮捕監禁	20	15	5	33.3	19	12	7	58.3	31	19	12	63.2
略取誘拐	7	5	2	40.0	7	3	4	133.3	3	0	3	-
その他	231	163	68	41.7	134	123	11	8.9	140	130	10	7.7

窃盗犯総数	56,127	57,106	-979	-1.7	13,036	12,506	530	4.2	7,443	7,750	-307	-4.0
侵 入 盗	5,861	6,067	-206	-3.4	2,674	2,323	351	15.1	485	516	-31	-6.0
空き巣	2,094	2,282	-188	-8.2	1,182	955	227	23.8	122	123	-1	-0.8
忍込み	625	702	-77	-11.0	198	327	-129	-39.4	26	39	-13	-33.3
居空き	221	233	-12	-5.2	85	95	-10	-10.5	35	36	-1	-2.8
ATM破り	1	4	-3	-75.0	0	0	0	-	0	0	0	-
金庫破り	170	184	-14	-7.6	111	60	51	8				

警察署別 刑法犯 認知・検挙状況

平成24年12月末

	認知件数				検挙件数				検挙率(%)			検挙人員			
	平成24年 12月末	平成23年 12月末	増減	増減率(%)	平成24年 12月末	平成23年 12月末	増減	増減率(%)	平成24年 12月末	平成23年 12月末	増減(P)	平成24年 12月末	平成23年 12月末	増減	増減率(%)
県下総数	75,644	76,532	-888	-1.2	20,886	20,884	2	0.0	27.6	27.3	0.3	14,798	15,360	-562	-3.7
本部	0	0	0	-	5	0	5		0	0	-	7	0	7	-
神戸ブロック	21,971	23,131	-1,160	-5.0	6,985	6,790	195	2.9	31.8	29.4	2.4	5,046	5,081	-35	-0.7
東 灘	2,300	2,443	-143	-5.9	521	638	-117	-18.3	22.7	26.1	-3.4	468	459	9	2.0
灘	1,855	1,985	-130	-6.5	890	691	199	28.8	48.0	34.8	13.2	410	448	-38	-8.5
葺 合	1,521	1,614	-93	-5.8	458	544	-86	-15.8	30.1	33.7	-3.6	368	422	-54	-12.8
生 田	3,035	2,960	75	2.5	891	908	-17	-1.9	29.4	30.7	-1.3	721	779	-58	-7.4
兵 庫	2,379	2,289	90	3.9	663	596	67	11.2	27.9	26.0	1.9	536	552	-16	-2.9
長 田	1,982	2,134	-152	-7.1	531	666	-135	-20.3	26.8	31.2	-4.4	408	430	-22	-5.1
須 磨	1,710	2,009	-299	-14.9	682	588	94	16.0	39.9	29.3	10.6	367	438	-71	-16.2
垂 水	2,139	2,289	-150	-6.6	741	638	103	16.1	34.6	27.9	6.7	612	512	100	19.5
神戸水上	339	399	-60	-15.0	117	121	-4	-3.3	34.5	30.3	4.2	96	106	-10	-9.4
神戸西	2,960	3,146	-186	-5.9	814	751	63	8.4	27.5	23.9	3.6	628	553	75	13.6
有 馬	941	965	-24	-2.5	357	307	50	16.3	37.9	31.8	6.1	223	199	24	12.1
神戸北	810	898	-88	-9.8	320	342	-22	-6.4	39.5	38.1	1.4	209	183	26	14.2
阪神ブロック	26,717	26,508	209	0.8	6,429	6,498	-69	-1.1	24.1	24.5	-0.4	4,553	4,722	-169	-3.6
芦 屋	925	995	-70	-7.0	240	339	-99	-29.2	25.9	34.1	-8.2	199	239	-40	-16.7
西 宮	4,475	4,535	-60	-1.3	1,252	1,265	-13	-1.0	28.0	27.9	0.1	775	929	-154	-16.6
甲子園	1,635	1,775	-140	-7.9	478	403	75	18.6	29.2	22.7	6.5	331	360	-29	-8.1
尼崎南	3,321	3,416	-95	-2.8	723	789	-66	-8.4	21.8	23.1	-1.3	589	673	-84	-12.5
尼崎東	3,499	3,311	188	5.7	772	849	-77	-9.1	22.1	25.6	-3.5	407	468	-61	-13.0
尼崎北	3,364	3,096	268	8.7	742	700	42	6.0	22.1	22.6	-0.5	594	465	129	27.7
伊 丹	3,535	3,307	228	6.9	755	612	143	23.4	21.4	18.5	2.9	517	460	57	12.4
川 西	1,641	1,833	-192	-10.5	392	420	-28	-6.7	23.9	22.9	1.0	370	349	21	6.0
宝 塚	2,337	2,327	10	0.4	533	507	26	5.1	22.8	21.8	1.0	379	393	-14	-3.6
三 田	1,048	1,055	-7	-0.7	233	339	-106	-31.3	22.2	32.1	-9.9	210	240	-30	-12.5
篠 山	418	367	51	13.9	115	96	19	19.8	27.5	26.2	1.3	66	51	15	29.4
丹 波	519	491	28	5.7	194	179	15	8.4	37.4	36.5	0.9	116	95	21	22.1
東播ブロック	13,627	13,898	-271	-1.9	3,585	3,715	-130	-3.5	26.3	26.7	-0.4	2,351	2,749	-398	-14.5
明 石	3,924	3,896	28	0.7	961	1,242	-281	-22.6	24.5	31.9	-7.4	801	969	-168	-17.3
三 木	896	1,019	-123	-12.1	322	293	29	9.9	35.9	28.8	7.1	188	218	-30	-13.8
社	889	1,061	-172	-16.2	301	362	-61	-16.9	33.9	34.1	-0.2	163	254	-91	-35.8
加 西	492	474	18	3.8	241	210	31	14.8	49.0	44.3	4.7	88	83	5	6.0
西 脇	445	489	-44	-9.0	293	203	90	4							

公 安 委 員 会	平成24年中における少年犯罪情勢等	平成25年1月31日
資料No 17	について	生 活 安 全 部

1 概況

区 分	年 別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	前年対比	
							人員	率 (%)
刑 法 犯 総 数		18,931	19,858	17,866	16,071	15,449	-622	-3.9
刑 法 犯 少 年		6,177	6,323	5,899	4,728	4,309	-419	-8.9
犯 罪 少 年		5,211	5,258	4,946	4,017	3,658	-359	-8.9
触 法 少 年		966	1,065	953	711	651	-60	-8.4
少年が占める率 (%)		32.6	31.8	33.0	29.4	27.9		-1.5 P
不 良 行 為 少 年		33,188	37,905	42,061	52,911	49,582	-3,329	-6.3

・ 全国の刑法犯少年は79,403人（-14,909人、-15.8%）、兵庫県は全国第7位

2 刑法犯検挙・補導状況

(1) 包括罪種別

区 分	年 別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	前年対比	
							人員	率 (%)
刑 法 犯 少 年		6,177	6,323	5,899	4,728	4,309	-419	-8.9
凶 悪 犯		63	56	55	44	65	+21	+47.7
粗 暴 犯		626	612	634	481	545	+64	+13.3
窃 盗 犯		3,570	3,757	3,412	2,722	2,401	-321	-11.8
知 能 犯		114	220	147	180	100	-80	-44.4
風 俗 犯		33	27	35	43	67	+24	+55.8
占有離脱物横領		1,287	1,161	1,086	805	649	-156	-19.4
そ の 他		484	490	520	453	482	+29	+6.4

(2) 学職別

区 分	年 別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	前年対比	
							人員	率 (%)
刑 法 犯 少 年		6,177	6,323	5,899	4,728	4,309	-419	-8.9
未 就 学 児		1			1	1	±0	—
学 生								
小 学 生		194	156	143	111	98	-13	-11.7
中 学 生		2,669	3,037	2,666	2,030	2,040	+10	+0.5
高 校 生		2,034	1,878	1,878	1,587	1,301	-286	-18.0
そ の 他		291	336	295	271	227	-44	-16.2
有 職 少 年		428	344	387	314	302	-12	-3.8
無 職 少 年		560	572	530	414	340	-74	-17.9

3 逮捕率、共犯率、再非行率

区 分	年 別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	増減(P)
逮 捕 率 (%)	県下	13.6	12.9	14.9	15.4	19.5	+4.1
	全国	12.5	11.8	11.9	13.2	15.1	+1.9
共 犯 率 (%)	県下	38.7	37.8	38.4	38.2	39.9	+1.7
	全国	39.4	38.9	38.6	38.7	38.7	±0
再 非 行 率 (%)	県下	32.8	31.0	33.5	30.3	31.8	+1.5
	全国	31.2	31.3	31.5	33.0	34.2	+1.2

※ 本資料の数値は、平成23年以前は確定値、平成24年は暫定値である。

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	ストーカー規制法に基づく警告の実施	平成25年1月31日
資料No 18	結果について	生 活 安 全 部

1 実施件数

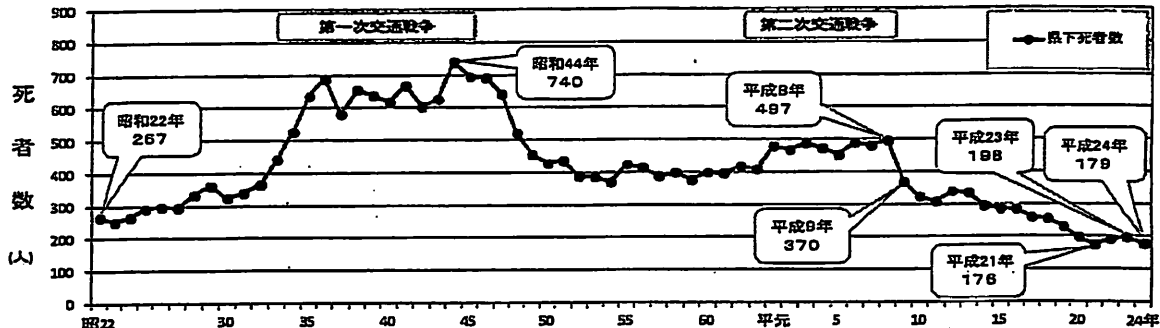
- 4 件
- 平成24年中の実施件数 54件

2 実施結果

	実施月日 実施所属	行為者	被害者	関 係	行 為 の 態 様
1	12月25日(火) 生 田 署	愛知県 居住の 男性	神戸市 居住の 女性	元交際相手	・義務無き行為の要求 ・粗野又は乱暴な言動 ・連続電話
2	12月26日(水) 本 部 長	滋賀県 居住の 男性	兵庫県 内居住 の女性	元交際相手	・監視を告げる行為 ・義務無き行為の要求
3	12月28日(金) 本 部 長	住居 不定の 男性	兵庫県 内居住 の女性	知 人	・義務無き行為の要求 ・粗野又は乱暴な言動 ・連続電話 等
4	12月28日(金) 神戸西署	神戸市 居住の 女性	神戸市 居住の 男性	元交際相手	・つきまとい ・粗野又は乱暴な言動

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

1 交通事故発生状況



	昭和22年	昭和44年	平成8年	平成9年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	増減 数	増減 率
人身事故件数	※ 834	39,658	38,014	36,401	37,139	36,360	36,594	36,195	34,056	-2,139	-5.9
死者数	267	740	497	370	199	176	192	198	179	-19	-9.6
高齢死者	—	—	128	113	100	76	95	94	87	-7	-7.4
構成率	—	—	25.8	30.5	50.3	43.2	49.5	47.5	48.6	—	—
傷者数	974	51,933	46,196	44,205	45,342	44,404	44,339	44,100	42,073	-2,027	-4.6
重傷者数	—	5,462	4,497	4,289	3,809	3,776	3,664	3,398	3,114	-284	-8.4
全国死者数	4,569	16,257	9,942	9,640	5,155	4,914	4,863	4,612	4,411	-201	-4.4

注 昭和39年以前は人身事故、物損事故の区分けはできない。

・平成24年の交通事故の発生状況は、人身事故件数34,056件(前年対比-2,139件)、死者数179人(同-19人)、傷者数42,073人(同-2,027人)と前年に比べいずれも減少した。

2 県下の死亡事故の特徴(死者数)

(1) 地区別

	平成24年		平成23年		増減	
	構成率	構成率	構成率	構成率	数	率
県下	179	100.0	198	100.0	-19	-9.6
神戸	34	19.0	49	24.7	-15	-30.6
阪神	33	18.4	48	24.2	-15	-31.3
東播	38	21.2	29	14.6	+9	+31.0
西播	41	22.9	42	21.2	-1	-2.4
但馬	14	7.8	11	5.6	+3	+27.3
淡路	6	3.4	7	3.5	-1	-14.3
高速	13	7.3	12	6.1	+1	+8.3

・西播地区が41人(-1人)と最も多く、次いで東播地区が38人(+9人)、神戸地区が34人(-15人)、阪神地区が33人(-15人)であった。

(3) 状態別

	平成24年		平成23年		増減	
	構成率	構成率	構成率	構成率	数	率
自動車	44	24.6	52	26.3	-8	-15.4
自動二輪	27	15.1	31	15.7	-4	-12.9
原付	16	8.9	15	7.6	+1	+6.7
自転車	23	12.8	28	14.1	-5	-17.9
歩行者	69	38.5	72	36.4	-3	-4.2

・歩行中の死者が69人(-3人)と最も多く、次いで自動車乗車中の死者が44人(-8人)であった。

(2) 違反別

	平成24年		平成23年		増減	
	構成率	構成率	構成率	構成率	数	率
小計	172	96.1	180	96.0	-18	-9.5
信号無視	11	6.1	11	5.6	±0	0.0
通行区分	20	11.2	23	11.6	-3	-13.0
最高速度	32	17.9	27	13.6	+5	+18.5
優先通行	14	7.8	13	6.6	+1	+7.7
一時不停止	7	3.9	9	4.5	-2	-22.2
歩行者妨害	24	13.4	25	12.6	-1	-4.0
安全運転	41	22.9	62	31.3	-21	-33.9
その他	23	12.8	20	10.1	+3	+15.0
小計	7	3.9	8	4.0	-1	-12.5
信号無視	6	3.4	6	3.0	±0	0.0
直前横断						
飛び出し						
その他	1	0.6	2	1.0	-1	-50.0

・安全運転義務違反によるものが41人(-21人)と最も多く、次いで最高速度によるものが32人(+5人)であった。

(4) 年齢層別

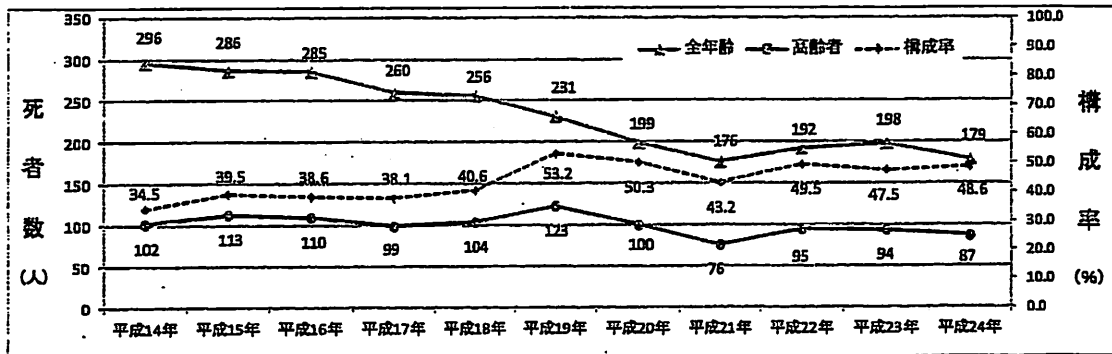
	平成24年		平成23年		増減	
	構成率	構成率	構成率	構成率	数	率
15歳以下	1	0.6	4	2.0	-3	-75.0
16歳～24歳	20	11.2	16	8.1	+4	+25.0
25歳～64歳	71	39.7	84	42.4	-13	-15.5
65歳以上	87	48.6	94	47.5	-7	-7.4

・高齢者の死者が87人(-7人)と最も多く、次いで成人層の死者が71人(-13人)であった。

交通事故死者数の推移（各年12月末）

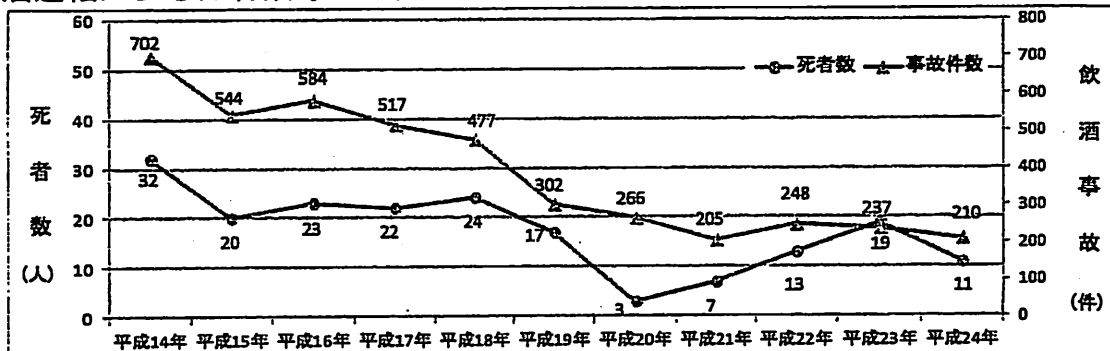
平成25年 1月31日

高齢者（65歳以上）の死者数の減少



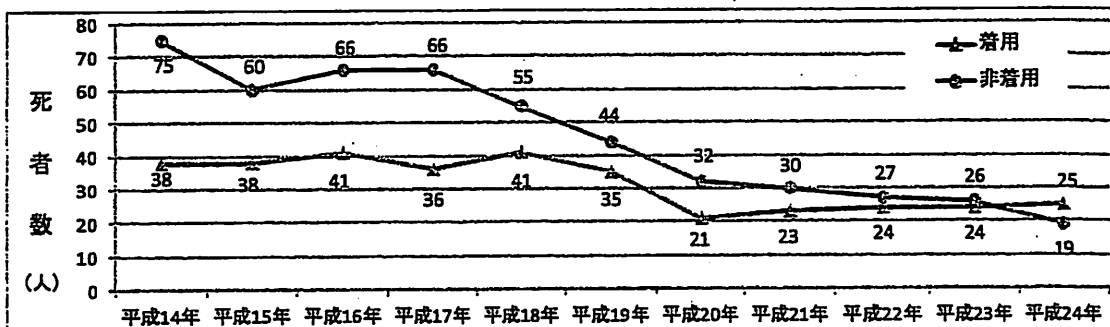
- ・ 高齢者の死者は87人（前年対比－7人、－7.4％）と減少し、10年前と比べ約2割減少している。

飲酒運転による死者数等の減少



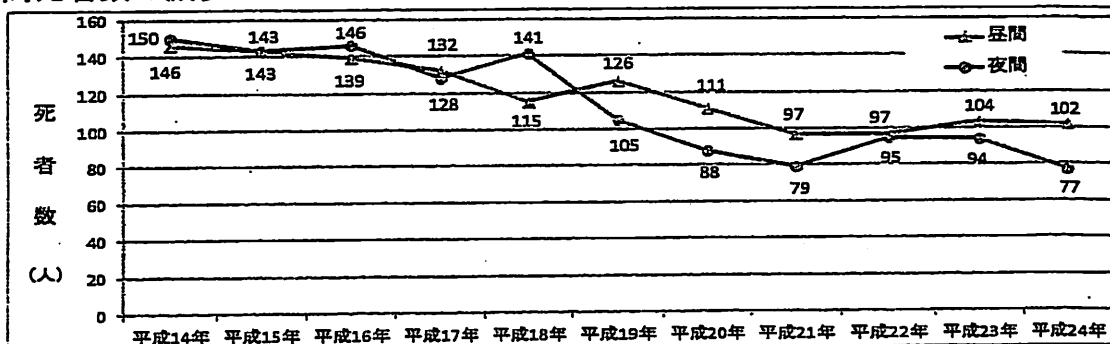
- ・ 原付以上運転者（第一当事者）の飲酒運転による死者は11人（前年対比－8人、－42.1％）と減少し、10年前の約3分の1となっている。

シートベルト非着用の死者数（自動車乗車中）の減少



- ・ シートベルト非着用の死者は19人（前年対比－7人、－26.9％）と減少し、10年前の約4分の1となっている。

夜間死者数の減少



- ・ 夜間死者は77人（前年対比－17人、－18.1％）と大きく減少し、10年前の約半数となっている。

公 安 委 員 会	交通法令違反被疑事件の未出頭者に対する	平成25年1月31日
資料№ 20	逮捕状執行強化期間の実施について	交 通 部

1 目的

正当な理由もなく交通裁判への再三の呼び出しに応じない未出頭者（以下「未出頭者」という。）に対して、交通指導課と関係警察署が連携の上、逮捕状を一斉に執行し、逃げ得を許さない厳正な法の執行により、交通秩序の確立を図る。

2 期間

2月1日（金）から2月15日（金）までの15日間

3 逮捕予定者

36人

4 実施体制

(1) 交通指導課

調査官（交通反則通告官）を長とする捜査班（調査官以下11人）を編成する。

(2) 関係警察署

未出頭者の住居地を管轄する22警察署の交通課長（2課制の警察署においては交通第一課長）を実施責任者に指定し、総勢約100人体制で実施する。

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	第4回兵庫県爆発物原料取扱事業者等	平成25年1月31日
資料№ 21	連絡協議会総会の開催について	警 備 部
1 協議会の目的 爆発物の原料となり得る物質等の取扱事業者、関係行政機関、その他団体及び兵庫県警察が緊密な連絡体制を確保し、爆発物を使用したテロ事案等を未然に防止するとともに、万一、発生した場合に被害の拡大防止及び関連事件の捜査について、迅速・的確な対応を図る。 2 参加機関等 行政機関、教育機関、農協・肥料関係団体、医療関係団体、薬局等 3 日時場所 (1) 開催日時 2月4日(月)午後2時00分から午後3時30分までの間 (2) 開催場所 兵庫県警察本部 本館21階 大会議室 4 総会内容 (1) 会長挨拶(警備部長) (2) 議案審議 ア 役員(会長)の改選について イ 新会員の承認について (3) 情勢報告等 ア 国際テロ情勢について イ 爆発物原料対策について (4) 講演 ア 毒物劇物の適正な保管管理について(兵庫県薬務課) イ 爆発物原料について(県警科学捜査研究所) (5) ロールプレイング (6) 質疑応答 (7) 閉会挨拶(外事課長)		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意見		